

2025年度
保健医療福祉政策プログラム
募集要項



埼玉県立大学
SAITAMA PREFECTURAL UNIVERSITY

2025 年度埼玉県立大学大学院 保健医療福祉政策プログラム募集要項

1 趣旨

少子高齢化が進み財政制約が強まる中で、地域の実情の把握、医療費・介護費の分析等を適切に行い、医療・介護保険の安定的運営、地域包括ケアシステムの構築といった課題に効果的・効率的に取り組んでいくことが必要であり、保健医療福祉の政策や事業の企画立案に必要とされる実践的な理論、知識、手法等を修得した人材を育成することが急務となっています。

このため、本学大学院では、県内の自治体、関係機関等を支援する観点から、「保健医療福祉政策プログラム」を開設し、履修を希望する方を募集します。

2 対象者

保健医療福祉の政策・事業の立案や実務に従事している者又は今後従事しようと考えている者

3 募集人員

10 名程度

4 入学の時期

2025 年 4 月

5 応募資格

次の(1)、(2)のいずれの要件も満たしている者

(1) 大学を卒業した者もしくはそれと同等以上の学力があると認められる者で、次の①～⑨のいずれかに該当する者

- ① 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 83 条に規定する大学を卒業した者
- ② 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- ③ 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- ④ 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の 16 年の課程を修了した者
- ⑤ 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学日本校)を修了した者
- ⑥ 外国の大学等において、修業年限が 3 年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑦ 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ⑧ 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号第 1 号～第 12 号、昭和 30 年文部省告示第 39 号第 1 号～第 2 号)
- ⑨ 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者

(2) 現在、保健医療福祉の政策・事業の立案や実務に従事している者もしくは今後従事する意思のある者

6 履修対象科目

(1) 履修対象科目

別紙「2025 年度埼玉県立大学大学院保健医療福祉政策プログラム開講科目」のとおり

※ プログラムの構成科目は、博士前期課程の正規科目です。

※ 原則として、遠隔授業(ZOOM 等を用いた授業配信等)で実施します。

※ 遠隔授業の受講には通信環境(パソコン、Wi-Fi 等)が必要です。(本学からの貸与制度はありません)

※ 時間割は変更となる場合があります。

(2) 授業時間

以下の授業時間のうち原則として7時限に開講します。

時 限	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限	7 時限
授業時間	9:00～ 10:30	10:40～ 12:10	13:00～ 14:30	14:40～ 16:10	16:20～ 17:50	18:00～ 19:30	19:40～ 21:10

7 履修証明プログラム(※)

下記の交付要件を満たす方に履修証明書を発行いたします。申請の方法は別途お知らせします。

【履修証明書交付要件】

2年以内に5科目(150時間)以上を修了した者

(※)履修証明プログラムとは、学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条の規定に基づき、大学のより積極的な社会貢献を促進するため、主に社会人を対象とした一定のまとまりのある学習プログラムを開設し、その修了者に対して学校教育法に基づく履修証明書(Certificate)を交付するものです。なお、学位が授与されるものではありません。

8 入学検定料、入学科及び受講料

下記の入学検定料、入学科及び受講料を徴収します。なお、入学検定料及び入学科は公立大学法人埼玉県立大学授業料等徴収規程(平成22年規程第52号)が改正された場合は改正後の金額によります。

出願時は下記の入学検定料のみお支払いください。入学科及び受講料の支払いについては、別途、入学者に案内します。

(1)入学検定料

9,800円

入学検定料は、下記指定の口座に出願者本人名義で振り込んでください。

埼玉りそな銀行 せんげん台支店 普通預金 4359321

公立大学法人埼玉県立大学【フリガナ】ダイ)サイタマケンリツダイガク

※依頼人番号 259300

振込方法は、銀行窓口・ATM・インターネットバンキングのいずれも可です。ただし、振込したことが確認できるものを必ず添付してください。

(2)入学科

県内居住者 21,100円

①2024年4月1日以前から、本人が引き続き埼玉県内に住所を有する人

②2024年4月1日以前から、本人の配偶者若しくは1親等の直系尊属が引き続き埼玉県内に住所を有する人

県外居住者 42,300円(上記以外の人)

(3) 受講料

70,000 円

※上記受講料は、履修証明書交付要件に掲げる科目(合計 5 科目)を履修した場合の金額です。履修科目を追加する場合は、1 単位あたり 7,000 円を加算してください。

(1 科目が 1 単位とは限りません。履修する科目ごとに単位数が決まっていますので注意してください。)

(4) 振込先

埼玉りそな銀行せんげん台支店 普通口座 4359321

公立大学法人埼玉県立大学【フリガナ】ダイ)サイタマケンリツダイガク

9 出願書類

- (1) 受講願書(様式 1)
- (2) 履歴書(様式 2)
- (3) 受講理由書(様式 3)(※本学において履修を希望する理由を 400 字程度にまとめて記載してください。)
- (4) 最終学歴校の成績(単位取得)証明書(厳封してあるもの。)
- (5) 最終学歴校の卒業(修了)証明書(厳封してあるもの。現姓が異なる場合は改姓されたことを証明できる書類(戸籍抄本等)を添付してください。)
- (6) 健康診断書(本学所定の用紙)
- (7) 写真 1 枚(出願前 3 か月以内に撮影した上半身正面・縦 4 cm×横 3 cmのもので、裏面に氏名を記入し、志願書に貼付してください。)
- (8) 入学検定料振込金受取書(振込したことが確認できるもの)
- (9) 110 円分の切手(結果通知送付用)
- (10) 住民票(外国人の方のみ。履修期間を通じて在留資格を有することを証明できるもの)

注 1) 上記書類の(6)健康診断書(本学所定の用紙)は学校や企業等の一般の健康診断書(診断から 1 年以内かつ本学所定の診断項目があるものに限る)に代えることができます。

注 2) 上記書類の(8)入学検定料振込金受取書について、ATM で振り込みをした場合は、「キャッシュサービスご利用明細書」を提出してください。

注 3) 一度受理した出願書類及び入学検定料は返還しません。

10 出願手続

(1) 出願方法

出願は郵送による受付のみとします。

簡易書留とし、出願期間最終日までの消印があるものに限り受理します。

(2) 出願先

〒343-8540

埼玉県越谷市三野宮 820 番地

埼玉県立大学事務局教務・入試担当

TEL 048-973-4117(ダイヤルイン)

(3) 出願期間

2025 年 1 月 6 日(月)から 1 月 31 日(金)まで

(1 月 31 日(金)までの消印有効)

11 選考方法

書類審査とし、必要に応じて面接を行います。

12 結果発表及び入学手続

(1) 結果発表

2025 年 3 月上旬

(2) 発表方法

郵送により応募者全員にお知らせします。電話での照会には応じません。

(3) 入学手続

合格者には、合格通知と併せて、受講手続に必要な書類を郵送します。合格者で入学される方は、合格通知時に指定する期日までに受講手続を完了させてください。

なお、指定された期日までに手続を完了しない場合は受講が許可されません。

(4) その他

- ① 受講生の身分は科目等履修生となり、科目等履修生証を交付します。
- ② 科目等履修生として履修した科目の単位を授与するため、受講期間中に正規学生に準じて成績評価を行います。なお、本学においては、履修規程により、科目の授業時間数の 3 分の 2 以上(実習科目は 5 分の 4 以上)出席していない者は、その科目の試験を受験できないものと定められています。単位修得後に本学大学院の博士前期課程に入学した場合、申請により、同科目の既修得単位として修了単位に認定されます。
- ③ 受講生は、情報センター(図書館)及び保健センターを利用することができます。
- ④ 受講生は、本学の規程並びに学内諸規則に違反したときは、受講許可を取り消される場合があります。
- ⑤ 受講生は、通学定期の学生割引は適用になりません。
- ⑥ 授業によっては、グループ討議を中心したものがあり、欠席すると授業運営に支障をきたすことがありますので、なるべく休まず出席してください。

13 在学期間の延長について

科目等履修生としての在学期間は通常、2026 年 3 月 31 日までの 1 年間となります。

ただし、本プログラムは履修証明書交付要件とする期間を 2 年以内としているため、在学期間を延長することができます。在学期間の延長を希望する場合は、受講願書で在学期間を 2 年間として申請してください。

なお、在学期間の延長にあたっては、あらためて入学検定料及び入学金は徴収しません。